

提言

区市町村における児童虐待対応及び防止機能の充実に向けた支援方策

<はじめに>

児童福祉法および児童虐待防止法の改正に伴って、平成 17 年 4 月より、区市町村が児童虐待問題への第一義的な窓口として役割が明確化されました。東京都は平成 7 年から各区市町村における子ども家庭支援センターの設置を開始し、平成 15 年からは、児童相談所との密接な連携を前提に、児童虐待問題への対応を特徴とする「先駆型子ども家庭支援センター設置」を進めてきました。

地域における児童虐待対応及び防止機能の強化には、子ども家庭支援センターが中核的機関としてリーダーシップを発揮し、「世代間の暴力や虐待の連鎖」という観点を踏まえ、ソーシャルワークの視点から柔軟にアプローチすることが求められます。

またそうした取り組みを進める前提として、保健所・保健センター、小児科、産婦人科、精神科などの医療機関、保育所や児童養護施設、主任児童委員、幼稚園、小・中・高等学校、ボランティアグループや市民活動団体など地域の様々な関係機関と協力し、虐待問題への対応及び予防に向けて実践的に機能するネットワークを形成しながら、取り組むことが必要といえます。

東京都社会福祉協議会では、平成 17 年 12 月に「都内区市町村行政児童福祉主管課」、「子ども家庭支援センター」、「保健所・保健センター」に対して、「児童虐待対応及び予防に関する区市町村アンケート」を実施しました。こうした調査結果を踏まえ、今後さらなる児童虐待問題への迅速な対応および予防に向けて、福祉関係者や、区市町村行政および東京都に求められることを提言します。

提言項目 - 1

虐待防止に関わる組織の人員体制及びソーシャルワーク機能の強化

児童虐待への対応や防止において、まず基本となるのは支援者側のソーシャルワーク機能です。特に、地域の多様な関係者・団体と連携しながら、個別のケースに関わる上で、「家族全体の支援をいかにして行うか」というファミリーソーシャルワークの視点に基づいたアプローチが求められています。そのためには、地域において問題解決の中核を担うべき子ども家庭支援センターや、児童相談所における福祉専門職の配置や人員体制の一層の強化が必要であり、子どもの養育に精通しているだけでなく、ファミリーソーシャルワークを実践できる人材を登用し、多様な専門職によるバックアップ体制を整備していくことが求められます。

また、子ども家庭支援センターが地域における中核機関としてのマネジメント機能を発揮していくために、個々のケース対応だけでなく、関係機関との調整を中心に従事できる職員を配置することが必要といえます。

* 東京都に求められる取り組み

- (1) 子ども家庭支援センターにおける、福祉事務所のケースワーカーや児童福祉司などソーシャルワークに携わってきたスキルや経験を有する職員の配置
- (2) 児童相談センター・児童相談所における児童福祉司の増配置による区市町村へのアドバイザー機能の強化
- (3) 小児科や虐待問題の経験が豊富な児童精神科医などの医療専門職による、利用者および子

ども家庭支援センタースタッフへの迅速なバックアップ体制の整備

- (4) 子ども家庭支援センターにおけるセンター長クラスの職員へのトップマネジメント研修の充実

* 区市町村に求められる取り組み

- (1) 子ども家庭支援センターにおける、福祉事務所のケースワーカーや児童福祉司などソーシャルワークに携わってきたスキルや経験を有する職員の配置
- (2) 小児科や虐待問題の経験が豊富な児童精神科医などの医療専門職による、利用者および子ども家庭支援センタースタッフへの迅速なバックアップ体制の整備
- (3) 地域における関係機関との調整やネットワーク形成等のマネジメント業務に従事する専任職員の配置

提言項目 - 2

児童相談センター・児童相談所による区市町村の児童虐待対応及び防止機能への支援の充実

法制度の改正により、児童虐待問題への対応が区市町村に位置づけられてまだ間もないこともあり、子ども家庭支援センターについて、地域の中で虐待問題に関わる役割や位置づけ、認識などが必ずしも浸透しきっていない状況も見られます。こうした状況から、これまで児童相談所が虐待の問題に第一義的に対応してきた経過の中で蓄積してきた様々な経験や情報、関係機関とのネットワーク、有効な社会資源の活用方法など、必要なスキルやノウハウを区市町村における虐待対応及び防止機能に対してより一層還元していけるような、共有化の取り組みが必要とされています。

調査では、子ども家庭支援センターや保健所・保健センターから児童虐待に関する法的根拠をもつ機関である児童相談所への要望として、「児童相談所の権限を最大限生かしてほしい」といったことや「必要時には気軽に相談にのってほしい」など、児童相談所の多忙な状況を理解しながらも、アドバイザー的機能、スーパーバイズを求める意見が出されています。また、現在子ども家庭支援センターは、虐待対応のスキルの向上に努める一方で、児童相談所・児童相談センターとは役割の異なる地域住民にいちばん身近な相談機関としての支援方法を構築していく時期でもあります。調査では、「『市町村が第一義的相談窓口』というのは『全て市町村でやりなさい』という意味ではないはず」といった声があり、都と区市町村と区市町村内の関係機関での役割分担や取り組み方については、ガイドラインや区市町村作成の虐待防止マニュアルはあるものの、実践するにあたって未だ模索段階にあるといえます。子ども家庭支援センターが、これまで培った子ども家庭相談と、新たに位置づけられた児童虐待対応の中核機関としての役割が有機的に発揮できるような支援が求められます。

* 東京都に求められる取り組み

- (1) 児童相談センター・児童相談所のもつこれまでの虐待問題対応に関わる経験やノウハウの共有化および、日常的な相談体制・アドバイスの充実
- (2) 一時保護および見守りサポート事業に関わる判断基準（ガイドライン等）の整備
- (3) 都内広域における虐待問題への対応状況に関する情報交換の機会の充実
- (4) 守秘義務および個人情報保護や情報共有のあり方に関する事例やモデルケースの共有および判断基準（ガイドライン等）の仕組みづくりへの支援
- (5) 都民に対するより一層の子ども家庭支援センターの役割や機能等の周知・広報

提言項目 - 3

研修の機会及びニーズに即したトレーニングプログラムの充実

日々、虐待対応の現場に生まれる様々なニーズに則して、支援スタッフのための研修の機会をより一層充実していく必要があります。その際、都内広域や、複数近隣地域、またはニーズに基づく個別地区研修など、参加対象および条件の設定をより多様化させていくことが求められます。

また研修やトレーニングプログラム内容についても、より広汎な取り組みや施策動向に関する情報共有の他、面接や訪問等におけるロールプレイやケースマネジメント、事例研究など、より現場の取り組みに効率的に還元しやすい実践的な形態および内容での実施が必要とされています。

* 東京都に求められる取り組み

- (1) 事例研究やロールプレイ、ケースマネジメントなどの実践的な研修機会のさらなる充実
- (2) 各地域ごとの状況に合わせた子ども家庭支援センターをはじめとする関係機関向け個別研修の実施
- (3) 都内のブロックをはじめとした広域での研究会など、他の地域から困難ケースへの対応や実践的に機能するネットワークづくり等について学ぶ機会の充実
- (4) 精神疾患や人格障害といった困難性が高いケースへの対応に関するプログラムの充実
- (5) 児童福祉のほか、高齢福祉分野や障害福祉分野などの横断的な福祉分野にふれる研修機会の設定
- (6) 親支援をはじめとしたファミリーソーシャルワークの視点を強化するプログラムの充実
- (7) 子ども家庭支援センターにおけるセンター長クラスの職員へのトップマネジメント研修の充実

* 区市町村に求められる取り組み

- (1) 都内のブロックをはじめとした広域での研究会など、他の地域から困難ケースへの対応や実践的に機能するネットワークづくり等について学ぶ機会の充実
- (2) 精神疾患や人格障害といった困難性が高いケースへの対応に関するプログラムの充実
- (3) 児童福祉のほか、高齢福祉分野や障害福祉分野などの横断的な福祉分野にふれる研修機会の設定
- (4) 親支援をはじめとしたファミリーソーシャルワークの視点を強化するプログラムの充実

提言項目 - 4

虐待問題対応関係機関との連携に対する支援の充実

虐待問題に対する関係機関の連携の場として定められている要保護児童対策協議会については、2006年3月末の段階で、設置済みの区市町村は11となっており、多くの地域がまだこれから設置を進めていく状況にあります。また既存の児童虐待ネットワークから対策協議会に移行する上で、構成機関による「連携する上での信頼関係づくり」や「守秘義務の履行の徹底」、「構成機関の拡大」、「情報提供の際のルール作り」など、横断的なネットワークを形成する上で様々な課題の解決が求められています。

そして具体的な要保護児童対策協議会における連携や協議の状況に関する広域の情報共有や、対策協議会に限らず、虐待に関連する多様な課題や目的に応じて様々な関係機関が問題解決のためにネットワークできるための投げかけや支援及び、こうしたネットワーク活動に関する情報共有の取

り組みが求められます。

*** 東京都に求められる取り組み**

- (1) 全区市町村における要保護児童対策地域協議会の設置の促進
- (2) 実践的に機能するネットワーク形成を行うための好事例の収集及び啓発活動の実施
- (3) 小児科、産婦人科の医療機関、保健所・センター、保育所など、妊産婦期から母子に関わる機関への児童虐待に関する啓発、理解の促進および要保護児童対策地域協議会への参加促進等の働きかけ
- (4) 公立私立を問わず幼稚園をはじめとした学校等教育機関における虐待問題対応のための運営責任者レベルへの理解促進および要保護児童対策地域協議会への参加促進等の働きかけ
- (5) 主任児童委員による見守りサポート事業等に関わる活動の充実に向けた地域における環境整備および他機関への役割の周知・広報

*** 区市町村に求められる取り組み**

- (1) 小児科、産婦人科、保健所・センター、保育所など、妊産婦期から母子に関わる機関への児童虐待に関する啓発、理解の促進および要保護児童対策地域協議会への参加促進等の働きかけ
- (2) 公立私立を問わず幼稚園をはじめとした学校等教育機関における虐待問題対応のための運営責任者への理解促進および要保護児童対策地域協議会への参加促進等の働きかけ
- (3) 主任児童委員による見守りサポート事業等に関わる活動の充実に向けた地域における環境整備および他機関への役割の周知・広報
- (4) 児童養護施設をはじめとした乳児院や母子生活支援施設等の児童福祉施設の要保護児童対策地域協議会への参加促進等の働きかけ
- (5) 区市町村行政内部における関係部局間の連携強化

*** 福祉事業者や社会福祉協議会に求められる取り組み**

- (1) 被虐待児童や、親に対する施設サービスの柔軟な提供
- (2) 虐待問題や子育て支援に関わっているNPOやボランティア・グループなどの市民活動団体とのネットワーキングへの支援
- (3) 地域におけるDV問題をはじめとした暴力の世代間の連鎖に関する課題提起や、取り組みを行なっている社会資源の紹介などの広報・啓発活動の充実
- (4) 児童養護施設をはじめとした乳児院や母子生活支援施設等の児童福祉施設の要保護児童対策地域協議会への参加協力

提言項目 - 5

区市町村における児童虐待対応及び防止機能の基盤強化および制度施策の整備

世代間における暴力・虐待の連鎖を断ち切る上で、これからの児童虐待問題への対応及び防止機能を充実させていくためには、東京都および区市町村の双方において虐待問題に関わる様々な支援機関の柔軟な活動の展開を保障する虐待防止に関する制度や施策の整備が求められます。また、こうした整備を行う上で、子ども家庭支援センターや児童相談所といった現場機関の体制強化および

事業内容、サービス内容の充実化を図るために、さらなる財源的措置を行っていくことが必要とされています。

*東京都に求められる取り組み

- (1) 相談や訪問、ショートステイ等に加えて、さらなる子ども家庭支援センターの具体的なサービス機能の充実
- (2) 虐待防止を目的とした条例等、子ども家庭支援センターの活動を法的に支える制度施策の整備

*区市町村に求められる取り組み

- (1) 相談や訪問、ショートステイ等に加えて、さらなる子ども家庭支援センターの具体的なサービス機能の充実
- (2) 虐待防止を目的とした条例等、子ども家庭支援センターの活動を法的に支える制度施策の整備
- (3) 区市町村独自の虐待に関する判断基準（ガイドライン等）の整備

東京都社会福祉協議会では、昨年12月に区市町村行政児童福祉主管課、子ども家庭支援センター、保健所・保健センターに対して、児童虐待対応及び予防に関する区市町村アンケートを実施し、これからの児童虐待対応に必要な取り組みについて調査報告書「児童虐待対応及び予防に関するアンケート報告書（税込800円）」をまとめました。